

南砺市公共施設の再配置に関する方針

平成22年5月

南 砧 市

【目次】

【はじめに】	1
1. 現状と課題.....	3
(1) 人口減少と少子高齢化の進展.....	3
(2) 施設の老朽化と資産リスクへの対応.....	4
(3) 厳しい財政状況.....	5
(4) 市の将来構想にあわせた施設の再編・適正配置.....	6
2. 公共施設再配置等の方針.....	8
(1) 統廃合（売却・譲渡・取壟し）	1 1
(2) 機能強化（耐震補強・ユニバーサルデザイン化）	1 1
(3) 利用環境（目的変更・運用変更）	1 1
(4) 現状維持・機能集約化の受け皿・民間手法の導入.....	1 2
(5) その他.....	1 2
3. 施設再配置等の方向性.....	1 2
[資料] ・表 1 H20 年度公共施設にかかる決算状況.....	2 8
・表 2 施設分類地域別一覧.....	3 0

【はじめに】

南砺市は、平成 16 年 11 月に 4 町 4 村が合併して発足しました。公共施設については、合併前の 8 町村が住民福祉の向上と地域振興のために建設した施設をそのまま引き継いでいることから、行政財産として 1,200 余り、施設群として捉えると約 650 の施設を保有しております、人口規模の類似した他自治体と比較しても大変多い数となっています。

昨今、人口減少に起因して余剰施設が発生するとともに、少子高齢化に伴う需要と供給のギャップも拡大傾向にあります。また、高度経済成長期に整備された施設の大規模改修に多額の経費を要することや耐震化への対応など資産リスクの課題が表面化しており、今後の行財政運営に大きな影響を及ぼすことが懸念されています。

国及び地方自治体を取り巻く財政状況は一層厳しさを増しており、本市においても、景気低迷等により税収が落ち込む一方、社会福祉関連経費の増加への対応を余儀なくされています。加えて、合併による特例期間が終了することによる地方交付税の減額などから、当面の間、財政状況が好転する材料を見つけることは難しい状況にあります。

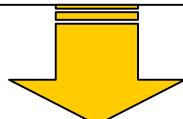
その中で、安定した住民サービスの提供と地域振興施策の展開に不可欠な公共施設を適正に維持管理するとともに、施設数の削減を図りながら将来の計画的な建替えや大規模改修に備えることが、本市の行政運営における喫緊の課題であり、行政改革実施計画（平成 18 年 3 月策定）や総合計画（平成 19 年 3 月策定）においても、公共施設の整理合理化に努めることとしています。

このことから、公共施設の機能的な配置や効率的な経営のあり方を明確にした「南砺市公共施設の再配置に関する方針」を策定するものです。

<公共施設の再配置に関する方針策定の背景>

これまでの経緯

- 旧町村時代において社会、市民ニーズの拡大により、公共施設の建設が進む。
- 幅広い分野を対象に、各々の行政目的ごとの施設を建設する。
- 自己完結型で施設整備を進めたことで、数多くの類似施設を抱える。



現状(平成 21 年 4 月 1 日現在)

- 設置、保有する行政財産 1,209 施設 (656 施設群)
 - うち公用財産 206 施設 (165 施設群)
 - 公共用財産 1,003 施設 (511 施設群)
- ※公用財産と公共用財産の施設群の数は、群内に両方の財産がある場合は、それぞれカウントしているため総数とは一致しない。

今後の社会環境等

- 少子・高齢化
 - 老年人口割合 H17 : 28.5% → H32 : 37.9% ※
 - 年少人口割合 H17 : 12.2% → H32 : 8.9% ※
- 人口減少※
 - H17 : 58,140 人 → H32 : 49,698 人 ※
- 財政状況
 - 交付税の合併算定及び合併特例債活用期限 : H26
 - 社会福祉関連経費の増大



今後の課題

- 公有の意義 民業圧迫、官民の役割
- 施設利用者が特定または限定されている施設 公平な行政サービスの提供
- 施設の設置目的の達成が困難な施設 行政サービスのニーズの変化
- 耐震性への問題、老朽化する施設の対応 耐震強度不足と老朽化に伴う再整備
- 利用圏の見直し 旧町村エリアを中心とした利用圏

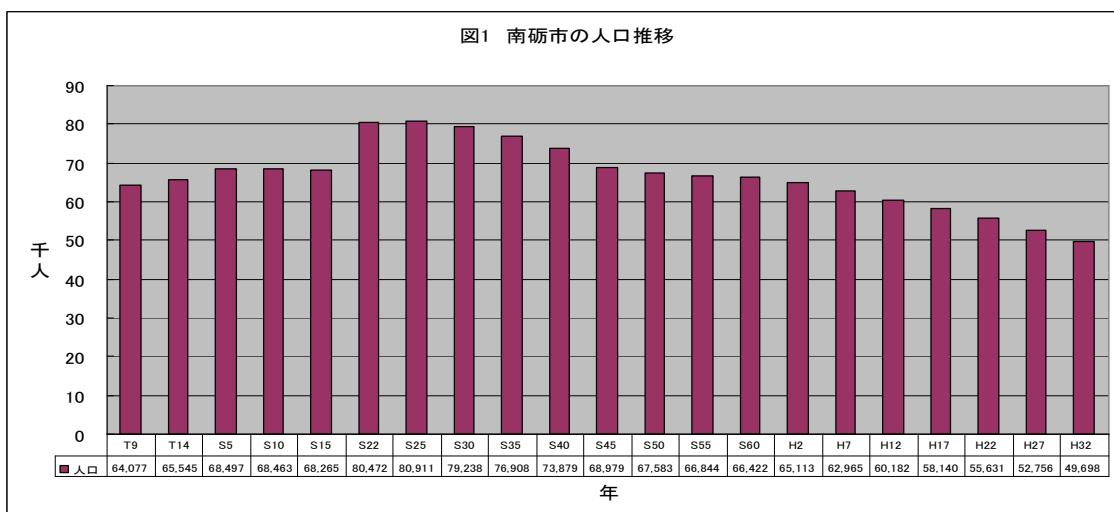
※H32 の数値は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の市区町村別将来推計人口（中位推計）」による。

1. 現状と課題

(1) 人口減少と少子高齢化の進展

我が国の人口は、平成 17 年の国勢調査で初めて減少に転じましたが、本市においても、昭和 25 年の 80,911 人（合併前 8 町村の計）をピークに減少の一途をたどっており、国立社会保障・人口問題研究所（厚生労働省）の推計では、平成 32 年の将来人口は 49,698 人と推定されています。これは平成 17 年の 58,140 人と比較して 8,442 人の減少となります。（図 1 南砺市の人口推移 参照）

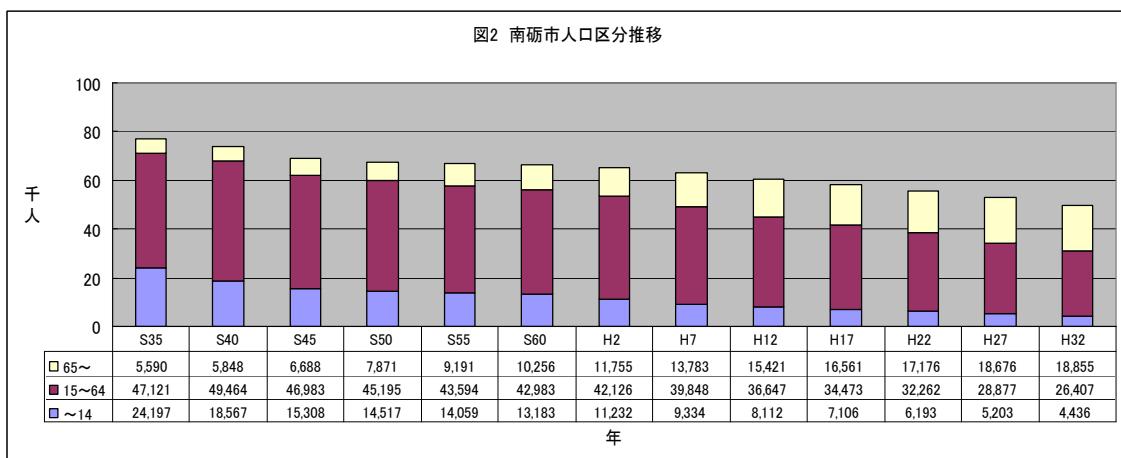
のことから、施設利用者の総数自体の減少による余剰施設（空スペース）の発生が懸念されるとともに、未利用・低稼働の施設が増加するものとみられます。今後、多くの類似施設を保有しながら適正な維持管理を継続することは、厳しい財政状況や市民一人当たりの施設維持費負担の増大などから、相当困難になると予測されます。



人口減少と同時に少子高齢化を反映して人口構成にも大きな変化があらわれ、特に高齢化は急速に進展します。平成 17 年に 28.5% であった 65 歳以上の老人人口の割合は、平成 32 年には 38.0% にまで高まるものと見込まれます。一方、14 歳以下の年少人口は、平成 17 年の 12.2% が平成 32 年には 8.9% に、15 歳から 64 歳の生産人口は、平成 17 年の 59.3% が平成 32 年には 53.1% へとそれぞれ低下すると見込まれます。（図 2 南砺市人口区分推移 参照）

今後は、老人福祉施設や医療施設、保健・健康増進施設に対する需要が高まることから、不要な経費を節減して、新たなサービスに振替えることで、市民が望む公共施設サービスに対応することが求められます。反面、学校や保育園など年少人口世代が利用する施設においては、統廃合を検討するとともに、その後の施設や跡地の利活用が課題となります。

また、地域活性化施設の用途変更や統廃合にあたっては、時代に即応した活性化策や代替の振興策に配慮する必要があります。



(2) 施設の老朽化と資産リスクへの対応

高度経済成長期に整備された多くの公共施設では、老朽化が著しく進行しており、今後、建替えや大規模修繕などに多額の維持更新経費が必要になることに加えて、一斉に耐用年数を超えて設備投資を集中的に行わなければならぬ時期を迎えることになります。

さらに公共施設（資産）の所有者である市には、資産の適切な管理が求められ、それがなされていない場合は不法行為責任を負うことになります。なかでも耐震化率が低いことによる資産リスクは大きな課題となっています。

また、施設を設置している土地が私有地（借地）の場合は、土地賃借料を将来にわたり負担し続けることの妥当性を検証するとともに、負担の軽減を念頭において再配置を検討する必要があります。

本市の平成20年度公共施設にかかる決算状況（注1）を見ると約30億2千万円の維持管理経費がかかっており、この経費は今後ますます増加傾向に向かうと推測されます。この状況から、住民にとって必要な施設であり行政が供給しなければならない施設であるかを見極めて、適正配置を進めるとともに、維持更新投資の平準化を図るなど、適切な設備投資を行っていくことが課題となります。（表1 H20年度公共施設にかかる決算状況 参照）

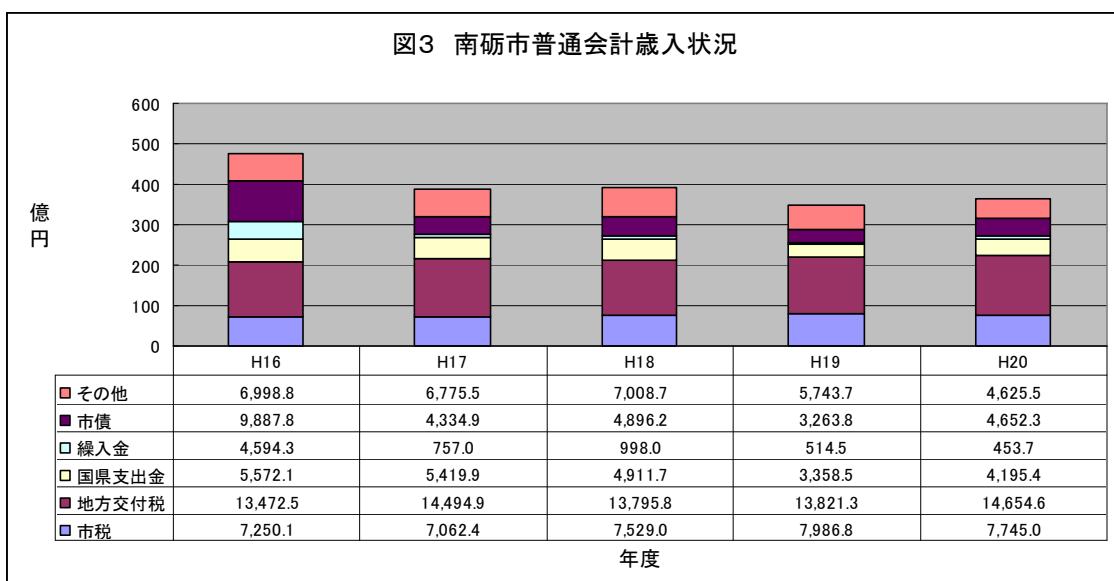
※（注1）正職員の人事費を除く、指定管理料を含む

(3) 厳しい財政状況

本市の財政状況については、市町村合併に伴う国の優遇措置等により急激な財政悪化は無いものの、合併特例措置は合併後 10 年間の平成 26 年が期限となっています。歳入の主要部分は地方交付税が占めており、国県支出金や市債等を含めると 6~7 割を依存していることになります。(図 3 南砺市普通会計歳入状況 参照)

公共施設を適正に維持管理するための財源は、歳入における「その他」の一部に含まれる施設使用料と市税、地方交付税といった一般財源で賄われていますが、地方交付税については、平成 27 年以降、段階的に減額されることになっています。

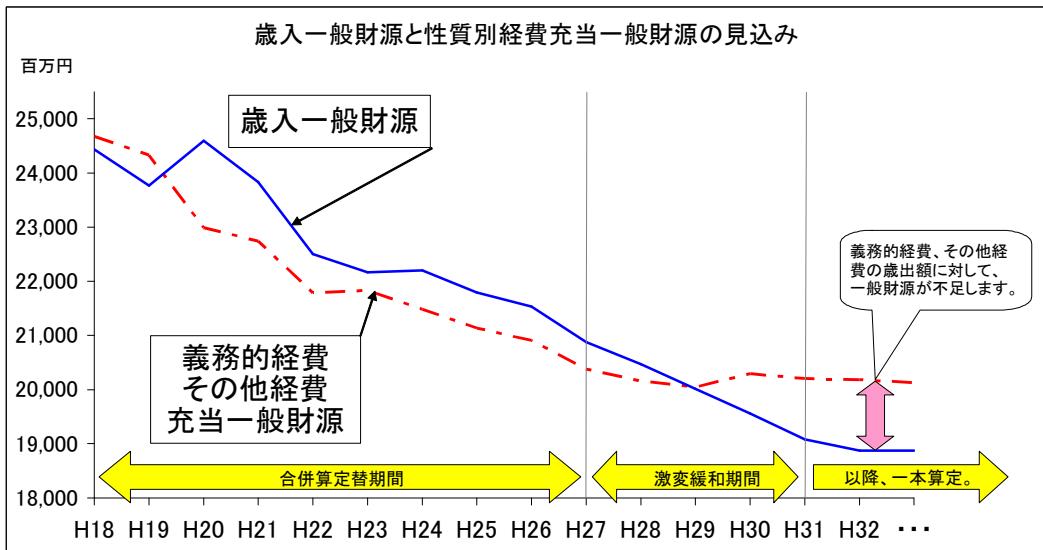
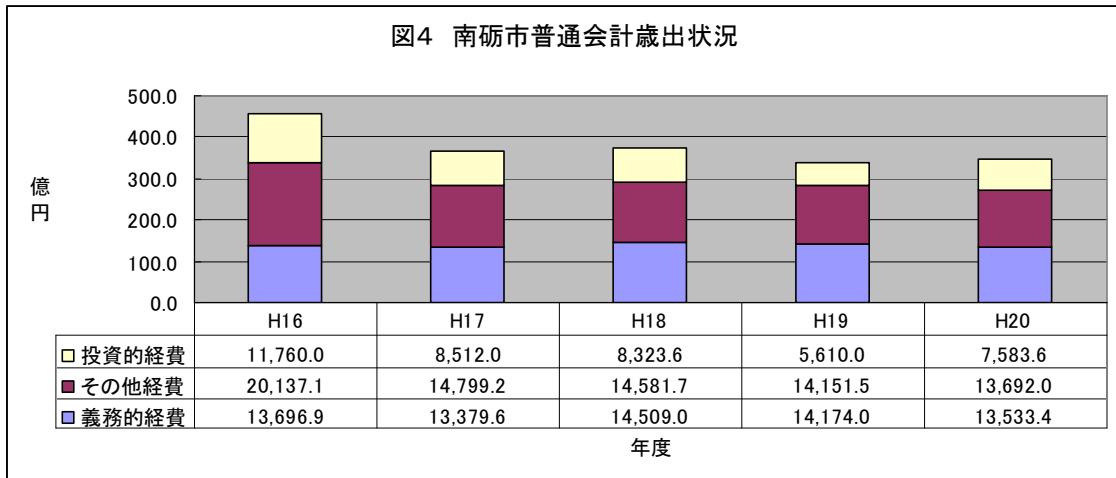
このため、歳入面においては、景気低迷による市税収入の落ち込みなどを考慮すると非常に厳しい状況となっており、近い将来には施設の維持管理さえも困難な状況になると考えられます。



一方、歳出面においては、職員の定員適正化計画の着実な推進を図るとともに、公債費の繰上償還や新規市債の借入額の抑制などで経費の縮減に努めており、削減した経費を社会福祉施策の充実や地域振興などの新たな施策の財源として有効に活用しています。このため、歳出総額については合併初年度の平成 16 年度を除いて概ね横ばいとなっています。(図 4 南砺市普通会計歳出状況 参照)

また、施設の維持に関しては、昭和 56 年以前に建設した建物の多くで耐震補強の必要性が指摘されており、耐震基準を満たしている建物についても経年劣化の進行により、維持修繕に係る経費が年々増嵩する傾向にあることが容易に推測されます。

平成 26 年以降には年々歳入規模が縮小することを前提に考えれば、施設の設置目的を達成するため、より実効性の高い機能の拡充や配置の見直しが必要になります。(図 5 歳入一般財源と性質別経費充当一般財源の見込み 参照)



●歳入一般財源と歳出充当一般財源との差額の推移 (百万円)

	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	...
歳入一般財源	24,436	23,770	24,596	23,833	22,502	22,165	22,198	21,793	21,535	20,876	20,471	20,014	19,558	19,079	18,873	18,873
義務的経費、その他経費 充当一般財源	24,674	24,331	22,991	22,741	21,787	21,831	21,484	21,134	20,906	20,380	20,161	20,047	20,292	20,203	20,185	20,128
差額	▲238	▲561	1,605	1,092	715	334	714	659	629	496	310	▲33	▲734	▲1,124	▲1,312	▲1,255

用語 ① 歳入一般財源 …… 市税、地方譲与税、交付金、地方交付税、臨時財政対策債借入額

② 義務的経費充当一般財源 …… 人件費、扶助費、公債費にあてた一般財源。

③ その他経費充当一般財源 …… 義務的経費、普通建設事業費、災害復旧事業費以外の経費にあてた一般財源。補助費、物件費、繰出金が主なもの。

(4) 市の将来構想にあわせた施設の再編・適正配置

南砺市総合計画では、市の将来構想として「さきがけて 緑の里から 世界へ」を掲げ、その達成に向けて「美しく住みよいまち」、「創造的で元気なまち」、「開かれたふれあいのまち」の3つの基本目標を設定しています。また、都市計画マスタープランにも地域の将来構想や将来の姿が示されています。

本方針では、それらの構想の実現を念頭において施設の再編・適正配置を検討します。

①南砺市総合計画

《将来構想》 さきがけて 緑の里から 世界へ

《基本目標》 美しく住みよいまち

創造的で元気なまち

開かれたふれあいのまち

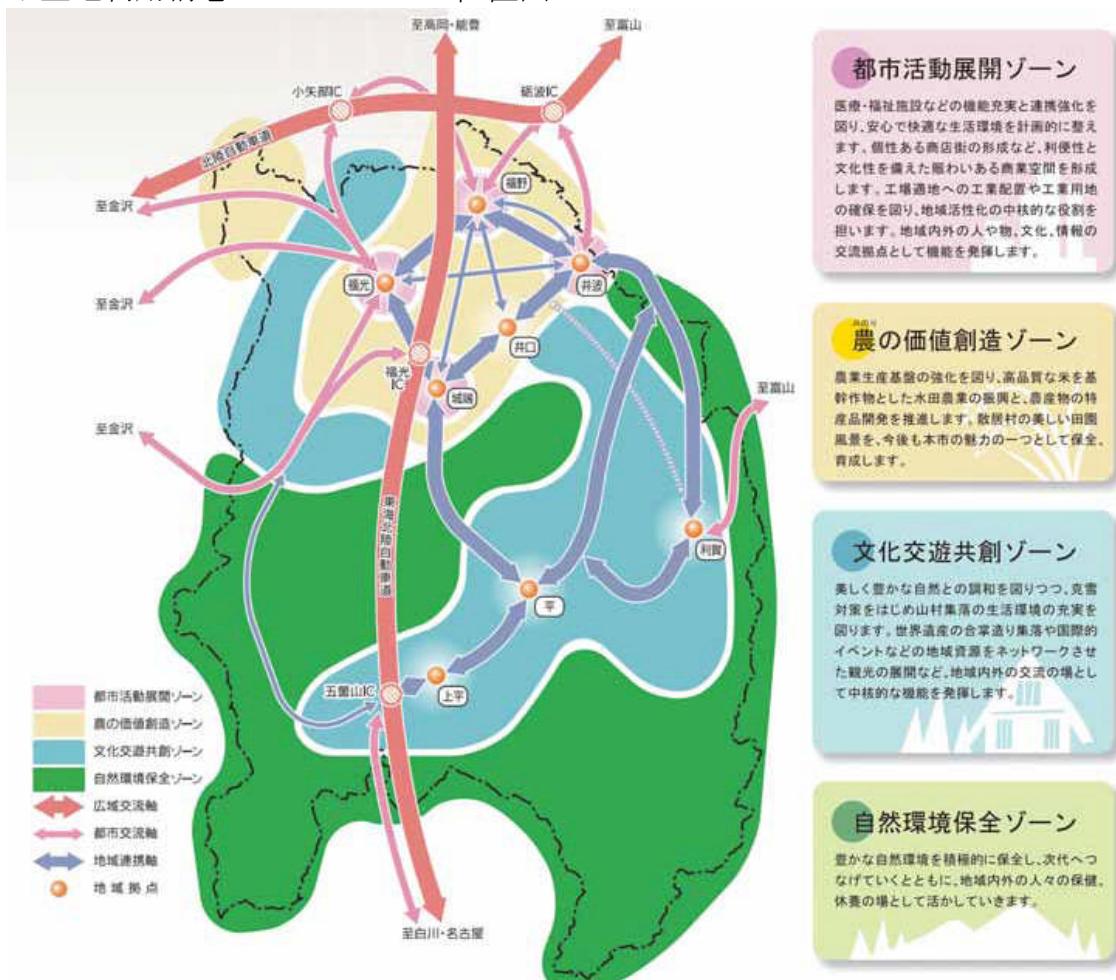
②南砺市都市計画マスタープラン

《まちづくりのテーマ》 豊かな自然と文化と人を繋ぐ多核ネットワーク都市

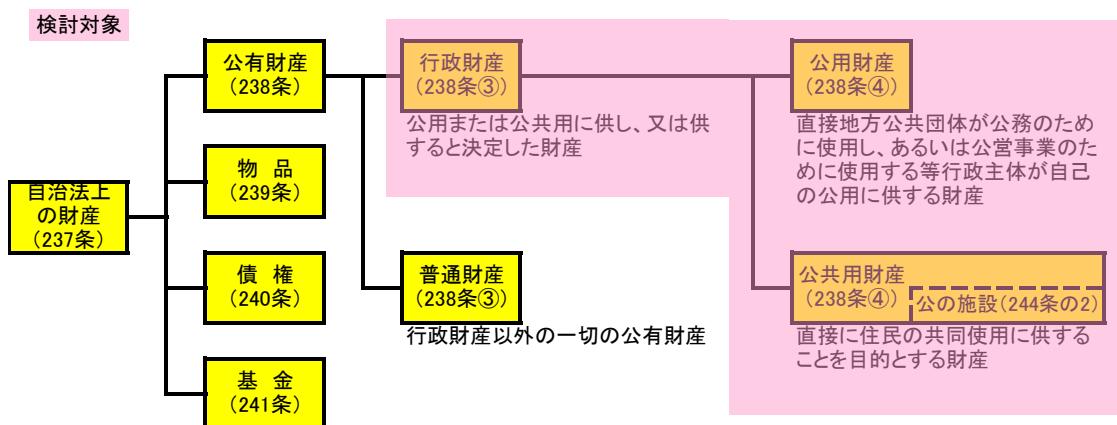
《地域の将来像》

- ・城端 伝統文化と新たな産業が織りなすまち
- ・井波 街なみに工芸と暮らしが息づくまち
- ・福野 商工と農芸に人が集いに賑わうまち
- ・福光 自然と文化を育む交流のまち
- ・井口 田園と定住環境が調和した地域
- ・五箇山 歴史文化を伝え観光ネットワークと自然環境を活かした地域

◆土地利用構想 ゾーンニング位置図



2. 公共施設再配置等の方針



本方針における「公共施設」とは、地方自治法第238条第3項で規定されている行政財産（公用または公共用に供し、又は供すると決定した財産）を対象とし、道路、橋りょう等の一部の公共土木施設を除いた施設について再配置等の検討を行いました。

使用実態等に基づいて施設を次の36類型に区分し、それぞれで地域バランスを考慮しながら再配置等の検討を行いましたが、病院、学校、保育園など別に検討委員会等を設置して既に検討を進めている施設（検討を進めるべき施設）や水道、下水道、消防関係施設などは市民生活に与える影響が著しく、効率性のみで存廃を検討すべきでない施設については、検討の対象外としました。

これにより、市全体で保有する公共施設（行政財産）は1,209施設（656施設群）となり、その約半数の642施設（274施設群）について再配置等の検討を行いました。

一つの自治体で1,000を超える公共施設を保有し、かつ類似する数多くの施設を将来にわたり維持管理していくことは、厳しさを増す財政事情のもとでは相当困難な状況になります。合併後5年が経過し、市民の一体感の醸成が進むなかで、今まで以上に旧町村や地域の垣根を低くし、市全域を公共施設の利用圏として捉えるとともに、住民福祉の向上のため優先順位が高いと判断した施設を類型毎に判断・選択することが必要不可欠です。

施設機能の重点化・効率化を進めるための判断基準として、次の「公共施設の仕分け」により、再配置等の方向性を検討しました。

公共施設の建設にあたっては、ほとんどの施設で国・県の補助事業や起債を活用しています。施設の用途変更や統廃合には、補助金適正化法等による制限があることから、実施にあたっては関係省庁及び県との協議が必要となります。

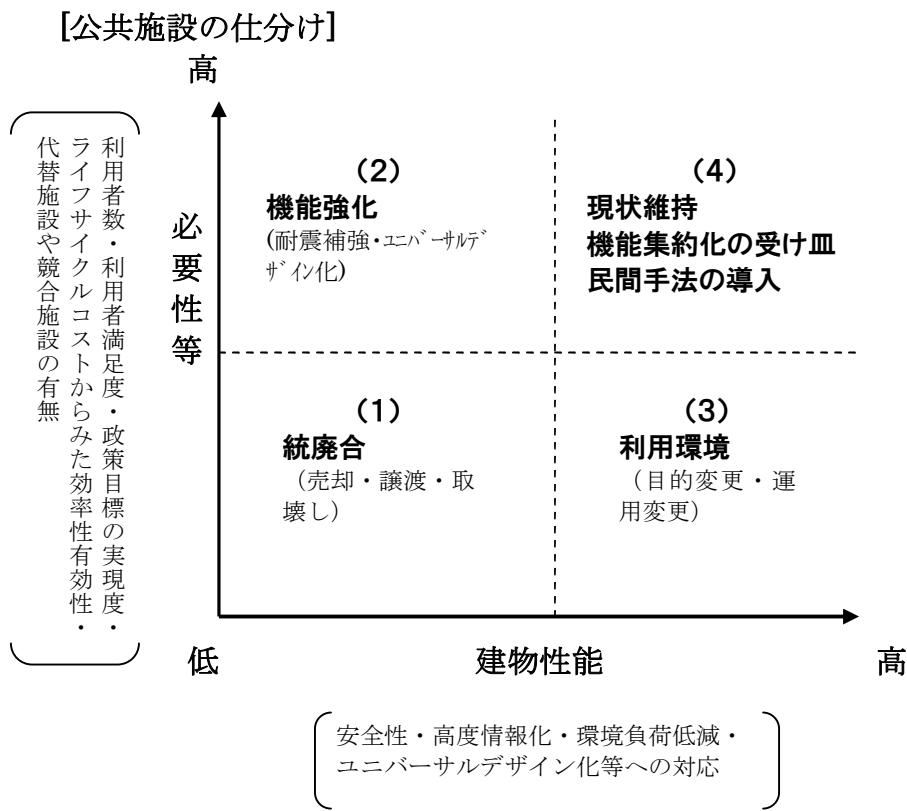
また、地域住民の福祉向上や地域振興に重要な役割を果たしている施設については、地元関係者や施設利用者等と十分協議を行って、再編を進めることとします。

《施設類型・検討対象》

No.	類型名	施設数 (施設群)	検討対象 (施設群)	摘要
1	庁舎・行政センター	34 (8)	34 (8)	行政組織の機能を考慮 ただし空スペースの有効活用は対象
2	市営バス	20 (20)		総合公共交通計画検討委員会で協議
3	移動通信局	7 (3)	7 (3)	
4	コミュニティ施設	34 (25)	34 (25)	
5	小学校	46 (11)	1 (1)	校区設定等の影響を考慮
6	中学校	42 (8)		校区設定等の影響を考慮
7	その他教育施設	3 (3)		小・中学校の付帯施設
8	公民館	37 (31)		社会教育の将来構想を考慮
9	図書館	7 (5)		今後、検討組織を設置予定
10	文化センター	14 (7)	14 (7)	
11	体育施設	52 (14)	52 (14)	
12	文化施設	61 (24)	61 (24)	
13	保育園	40 (29)		保育園審議会等で協議 ただし、統合後の施設の有効活用は対象
14	児童館	8 (7)	8 (7)	
15	高齢者福祉施設	48 (27)	19 (12)	特別養護老人ホーム・デイサービスセンター について介護保険組合で協議
16	診療所・病院	22 (16)	12 (7)	病院改革プラン策定委員会・砺波医療圏地域 医療検討会等で協議
17	保健センター	9 (8)	9 (8)	
18	墓地・斎場	9 (7)		
19	植物園	11 (2)	11 (2)	
20	農業振興施設	21 (10)	21 (10)	
21	林業振興施設	8 (7)	8 (7)	
22	温泉施設	28 (6)	28 (6)	

No.	類型名	施設数	検討対象 (施設群)	摘要 要
		(施設群)		
23	公園・休憩施設等	112 (70)	112 (70)	都市計画決定公園に留意
24	スキー場	62 (7)	62 (7)	
25	宿泊施設	66 (10)	66 (10)	
26	商業振興施設	13 (6)	13 (6)	
27	駐車場・駐輪場	17 (12)	17 (12)	
28	観光施設	42 (17)	42 (17)	
29	除雪関連施設	22 (22)		除雪路線・消雪機能の影響を考慮
30	排水処理施設	46 (46)		排水区域等の影響を考慮
31	公営住宅	107 (28)	2 (2)	公的賃貸住宅現況調査に留意
32	交流施設	5 (5)	5 (5)	
33	消防屯所・器具庫	70 (70)		消防団組織への影響を考慮
34	貯留槽	5 (4)		排水処理施設との関係を考慮
35	水道施設	77 (77)		給水経路・水源の影響を考慮
36	その他	4 (4)	4 (4)	
計		1,209 (656)	642 (274)	

※施設数については、財産台帳に記載されている単位などで計数



(1) 統廃合（売却・譲渡・取壊し）

- 民間事業者等によるサービスが定着して施設、または民間事業者による実施が十分可能である施設については、売却、譲渡を検討する。
- 利用率が低く、老朽化が著しい施設については、解体を検討する。
- 利用者が特定もしくは固定している施設、または現在の市民ニーズと乖離している施設については、売却、譲渡を検討する。
- 当初の設置目的が果たされ、公共施設として保有することが適当でないと判断される施設については、売却、譲渡を検討する。

(2) 機能強化（耐震補強・ユニバーサルデザイン化）

- 利用率と必要性がともに高いが老朽化の著しい場合は、耐震補強や大規模改修等の施設の延命措置を検討する。
- 必要性は高いものの利用環境が十分とはいえない施設については、高齢者、障がい者等にも配慮した施設の改修を検討する。

(3) 利用環境（目的変更・運用変更）

- 施設の機能面に着目し、周辺にある既存施設が保有する機能との整合性などを考慮したうえで、周辺施設との統合や機能集約などの複合化を検討する。
- 既存施設の類型毎の再編を検討していくなかで、施設の拡充が必要または集約が可能なものについては、重点化を検討する。

(4) 現状維持・機能集約化の受け皿・民間手法の導入

- 施設の機能が十分に発揮されており、必要性が高く利用者も多い施設は、引き続き市が施設を保有する。
- 施設の管理運営に民間手法を導入することで、サービスの向上が期待できる場合は、指定管理者制度など民間手法の導入を検討する。

(5) その他

- 敷地を有償で借り上げている施設については、借地条件等を確認のうえ、買い取りや施設の移転を検討する。
- 施設の再配置等を検討するうえで、避難場所として指定されている施設や災害救助関連施設については、機能の確保を考慮する。

3. 施設再配置等の方向性

施設（群）ごとに必要性、有効性、効率性などの視点から評価を行うとともに、あわせて施設の設置に関する将来展望を考慮した結果、施設類型ごとの再配置等の方向性は次のとおりです。

【見直し方向　凡例】

見直し方向		内 容
機能強化	(改造等)	ユニバーサルデザイン化、耐震補強及び大規模改造等、施設の延命・ハード的付加価値を向上させる。
	(拠点化)	類似する施設の機能を拠点化する。
民間手法		引き続き市の施設として存続させ、指定管理者制度等で管理を継続する。
利用環境	(目的変更)	現行の行政目的を廃止し、新たな目的に転換する。
	(運用変更)	現行の行政目的を継続するが、開館時間、休館日及び使用料等を見直す。
現状維持		引き続き市有施設として存続させる。(指定管理の継続を含む。)
統廃合	(返納)	機能を廃止し、賃貸契約に基づき所有者へ返納する。
	(解体)	施設を解体し、土地については普通財産とする。
	(売却)	時価により売却先を決定する。不落であっても廃止。
	(譲渡)	譲渡先を集落等に限定し、時価よりも低い価格若しくは無償で譲渡する。譲渡協議不成立の場合は売却。

●H20 年度公共施設にかかる収入決算状況（全体）

[公共施設の管理経費決算額に対する財源構成（※市職員人件費除く）]

項目	金額	構成割合	摘要（主な内容）
使用料	1,036,088 千円	34.3%	施設使用料、保育料、上下水道料等
一般財源	1,353,363 千円	44.8%	
その他	628,976 千円	20.9%	雑収入、介護給付費、医業収益
計	3,018,427 千円		

(1) 庁舎・行政センター [34 施設 8 施設群]

行政組織の改編や旧町村単位に設置している 8 箇所の行政センター機能のあり方とあわせて議論すべき施設であることから対象外とする。

ただし、他施設の統合・廃止に伴い、その施設にあった機能を存続させる必要がある場合には、庁舎・行政センターの余剰スペースの有効活用を検討する。

項目	金額	構成割合	摘要
使用料	9,886 千円	7.5%	庁舎占用料（体育協会、観光連盟等）
一般財源	118,204 千円	89.2%	
その他	4,422 千円	3.3%	自販機等設置手数料、コピーライセンス料
計	132,512 千円		

(2) 市営バス（バス停・車庫） [20 施設 20 施設群]

総合公共交通計画検討委員会において、定期的に路線評価を実施し、運行形態の見直しとあわせて整備を行っている。また、一部の路線ではスクールバス機能も有していることから、別組織で検討することとし対象外とする。

項目	金額	構成割合	摘要
使用料	0 千円	0.0%	
一般財源	220 千円	100.0%	
その他	0 千円	0.0%	
計	220 千円		

(3) 移動通信局 [7 施設 3 施設群]

携帯電話の不感地域解消に必要不可欠な施設であり、現在、複数の携帯電話事業者が共同して利用していることから現状維持とする。

項目	金額	構成割合	摘要
使用料	12 千円	8.1%	携帯基地局使用料
一般財源	▲11 千円	▲7.4%	
その他	147 千円	99.3%	電気保安業務料
計	148 千円		

(4) コミュニティ施設 [34 施設 25 施設群]

一部の地域において、旧町村時代に補助事業を活用して建設した施設が、集落・町内会専用の集会施設として使用されている。利用範囲は、ほぼ集落内の住民に限定されていることから、他の自治会公民館の実態にあわせて集落等への譲渡を進める。

ただし、消防屯所や公営住宅などの目的が異なる公共施設が併設されている施設については、当面の間、現状維持とする。また、地区公民館と重複する施設については、公民館施設へ移管する。

項目	金額	構成割合	摘要
使用料	2,467 千円	12.7%	施設使用料
一般財源	13,408 千円	68.8%	
その他	3,617 千円	18.5%	社会福祉施設光熱水費負担金
計	19,492 千円		

No.	地域名	施設名	再配置等の方向性
1	城端	北野軽スポーツセンター	統廃合（譲渡）：集落へ譲渡
2	城端	蓑谷生活改善センター	統廃合（譲渡）：集落へ譲渡
3	城端	大鋸屋会館	統廃合（譲渡）：集落へ譲渡
4	城端	野口会館	統廃合（譲渡）：集落へ譲渡
5	城端	野田農村婦人の家	統廃合（譲渡）：集落へ譲渡
6	城端	長楽寺集会所	統廃合（譲渡）：集落へ譲渡
7	城端	吉松集会所	統廃合（譲渡）：集落へ譲渡
8	城端	上原林業者会館	統廃合（譲渡）：集落へ譲渡
12	平	平公民館東中江分館	民間手法：地元管理に移行
14	利賀	岩渕コミュニティセンター	統廃合（譲渡）：集落へ譲渡
16	利賀	利賀埋蔵文化財等展示保存学習施設	統廃合（譲渡）：集落へ譲渡
17	利賀	阿別当伝統文化伝承館	統廃合（譲渡）：集落へ譲渡
18	利賀	利賀総合センター	統廃合（解体）：現在の機能を他施設へ移管
19	福野	旅川会館	利用環境（目的変更）：障がい者福祉施設へ目的変更
20	福野	近思会館	利用環境（目的変更）：社会教育施設（公民館）～機能変更
21	福野	東部会館	利用環境（目的変更）：社会教育施設（公民館）～機能変更
22	福野	玉成会館	利用環境（目的変更）：社会教育施設（公民館）～機能変更
23	福野	安居地区会館	利用環境（目的変更）：社会教育施設（公民館）～機能変更
24	福野	産業文化会館	統廃合（売却）
25	福光	鳥越農作業準備休憩施設	統廃合（譲渡）：集落へ譲渡

(5) 小学校 [46 施設 11 施設群]

福光中部小学校と福光西部小学校が統合され、平小学校と上平小学校の統合協議も進められるなど、一部で見直しが行われている。効率性で統廃合を判断すべき施設ではないことや校区の設定などの大きな課題もあることから、今後も別に設置した検討委員会等で方針を検討することが望ましく対象外とする。

ただし、現在休校となっている利賀小学校下原分校については、将来ともに再開する計画がないことから廃止し解体する。

項目	金額	構成割合	摘要
使用料	5,126 千円	4.4%	学校使用料、教員住宅使用料

一般財源	111,677 千円	95.2%	
その他	488 千円	0.4%	公衆電話使用料等
計	117,291 千円		

No.	地域名	施設名	再配置等の方向性
1	利賀	利賀小学校下原分校	統廃合（解体）：投票所機能は選挙管理委員会で検討

(6) 中学校 [42 施設 8 施設群]

平中学校と上平中学校の先行統合が進められるなど、一部で見直しが行われている。効率性で統廃合を判断すべき施設ではないことや校区の設定などの大きな課題もあることから、別に設置した検討委員会等で方針を検討することが望ましく対象外とする。

項目	金額	構成割合	摘要
使用料	3,743 千円	4.4%	学校使用料
一般財源	80,153 千円	93.6%	
その他	1,734 千円	2.0%	公衆電話使用料等
計	85,630 千円		

(7) その他教育施設 [3 施設 3 施設群]

利賀・井口における学校給食共同調理場など、学校に付帯する施設であることから、小学校、中学校と同様に対象外とする。

項目	金額	構成割合	摘要
使用料	0 千円	0.0%	
一般財源	0 千円	0.0%	
その他	0 千円	0.0%	
計	0 千円		

(8) 公民館 [37 施設 31 施設群]

公民館は社会教育・生涯学習の拠点施設として、市内 31 自治振興会単位で設置されている。再編については、市の社会教育の将来構想とあわせて協議すべき施設であることから対象外とする。

項目	金額	構成割合	摘要
使用料	328 千円	2.8%	施設使用料
一般財源	11,558 千円	97.2%	
その他	0 千円	0.0%	
計	11,886 千円		

(9) 図書館 [7 施設 5 施設群]

効率性で統廃合を判断すべき施設ではないことや図書館の運営方針を考慮

する必要があることから、新中央図書館の供用開始後に、別に検討委員会等を設置し、方針を検討することが望ましく対象外とする。

ただし、福光図書館の跡地利用については、周辺施設の統廃合の状況を見て速やかに検討する。

項目	金額	構成割合	摘要
使用料	0千円	0.0%	
一般財源	38,549千円	99.4%	
その他	246千円	0.6%	コピーデザイン化
計	38,795千円		

(10) 文化センター [14施設 7施設群]

生涯学習の推進及び芸術文化活動の振興に必要な拠点施設であり、市民の利用も多岐に渡っているが、建築後20年以上経過している施設も多いことから、耐震補強、ユニバーサルデザイン化等の施設改修を検討する。また、施設サービスの執行体制を見直し、機能の多様化を図るために指定管理者制度の導入を進める。

項目	金額	構成割合	摘要
使用料	30,829千円	21.2%	施設使用料
一般財源	112,868千円	77.8%	
その他	1,437千円	1.0%	コピーデザイン化
計	145,134千円		

No.	地域名	施設名	再配置等の方向性
1	城端	城端勤労青少年ホーム	利用環境(目的変更) : 社会教育施設(公民館)へ目的変更
2	城端	城端伝統芸能会館	民間手法 : 指定管理者制度の導入
4	上平	五箇山山村開発センター	機能強化(改造等) : 耐震補強、又は代替施設の確保
5	井波	井波総合文化センター	機能強化(改造等) : ユニバーサルデザイン化 民間手法 : 指定管理者制度の導入 利用環境(目的変更) : 農村環境改善センターを文化センター機能へ変更
6	福野	福野文化創造センター	機能強化(改造等) : 設備の更新 民間手法 : 指定管理者制度の導入
7	福光	福光福祉会館	機能強化(改造等) : 福光福祉会館改装 統廃合(解体) : 青少年センター・図書館の解体 民間手法 : 指定管理者制度の導入

(11) 体育施設 [52施設 14施設群]

生涯スポーツの推進及び健康増進に必要な拠点施設であり、利用率も高いことから存続を基本とする。一部の体育館については耐震補強などの延命対

策が必要となっているが、代替施設取得の可能性も視野に入れて改修を検討する。また、利用率が著しく低い施設は廃止を前提とし、多額の借地料を支払っている施設については、再編にあわせて用地の取得を検討する。

項目	金額	構成割合	摘要
使用料	1,884 千円	0.9%	施設使用料
一般財源	208,427 千円	98.7%	
その他	893 千円	0.4%	計時システム貸出料等
計	211,204 千円		

No.	地域名	施設名	再配置等の方向性
1	城端	城端地域体育施設 (城端テニスコート)	統廃合(解体)：城端テニスコート解体
8	井波	井波地域体育施設 (井波社会体育館)	機能強化(改造等)：耐震補強
10	井口	井口ゲートボール場	機能強化(改造等)：屋内施設への改造
11	福野	福野地域体育施設 (福野テニスコート)	機能強化(改造等)：福野テニスコートの用地取得
12	福光	福光地域体育施設 (福光体育館、福光西部体育館、福光東部体育館)	機能強化(改造等)：福光体育館・西部体育館・東部体育館の耐震補強
13	福光	福光里山体育館等 (福光里山野営場)	統廃合(解体)：里山野営場の廃止

(12) 文化施設 [61 施設 24 施設群]

世界遺産合掌造り家屋や史跡公園など施設自体が文化財となっている施設については、引き続き保持するとともに観光戦略との整合を図りながら機能強化を検討する。

ただし、埋蔵文化財などの保管庫については拠点化を進めることとし、余剰施設の譲渡・廃止を検討する。

項目	金額	構成割合	摘要
使用料	14,464 千円	20.7%	施設使用料
一般財源	55,101 千円	78.7%	
その他	405 千円	0.6%	自販機設置手数料等
計	69,970 千円		

No.	地域名	施設名	再配置等の方向性
1	城端	城端陶芸工房	現状維持：以後、施設・設備更新は行わない
3	城端	北野文化財保管庫	統廃合(返納)
4	城端	立野原文化財保管庫	統廃合(解体)
8	上平	菅沼集落維持管理施設	民間手法：格納庫等については別の指定管理施設と併せて維持
15	井波	井波物産展示館	利用環境(目的変更)：物産展示機能を廃止し、文化財として管理

19	福野	福野埋蔵文化財保管庫	機能強化（拠点化）：保管機能の強化
24	砺波市	高波埋蔵文化財保管庫	統廃合（売却）

(13) 保育園 [40 施設 29 施設群]

保育園審議会ならびに地域保育園検討委員会において、統合に向けた協議が進められていることから対象外とする。

ただし、統合後の施設については、地域の利用希望を最優先に考え、特にニーズがない場合は、他の施設の統廃合に伴う代替施設としての利用を含め、幅広くその活用方法を検討する。

項目	金額	構成割合	摘要
使用料	336,796 千円	84.5%	保育料
一般財源	38,681 千円	9.7%	
その他	23,115 千円	5.8%	広域入所受託料
計	398,592 千円		

(14) 児童館 [8 施設 7 施設群]

利用率が高い施設については、耐震補強など必要な改修を行い、著しく低い施設については廃止する。また、子育て支援に対する市民ニーズが高いことから、井波地域に新たな施設の整備を検討するとともに、柔軟な管理運営と質の高い安定したサービスが提供できるよう指定管理者制度を導入する。

項目	金額	構成割合	摘要
使用料	0 千円	0.0%	
一般財源	17,223 千円	99.1%	
その他	160 千円	0.9%	
計	17,383 千円		

No.	地域名	施設名	再配置等の方向性
1	城端	城端児童館	機能強化（改造等）：耐震補強、大規模改修 民間手法：指定管理者制度の導入
4	利賀	利賀児童館	統廃合（譲渡）：集落へ譲渡
5	井波	親水公園	民間手法：指定管理者制度の導入
6	福野	福野児童センターアルカス	民間手法：指定管理者制度の導入
7	福光	福光児童館「きっずらんど」	民間手法：指定管理者制度の導入

(15) 高齢者福祉施設 [48 施設 27 施設群]

特別養護老人ホーム及びデイサービスセンターについては、砺波地方介護保険組合の方針によって運営される施設であることから対象外とする。

それ以外の施設については、高齢化の進展に伴い現状維持を基本とするが、利用率が著しく低い施設については、機能の見直しを図る。また、多額の借地料を負担している施設については、用地の取得を検討する。

項目	金額	構成割合	摘要
使用料	6,488 千円	4.2%	施設使用料
一般財源	53,500 千円	34.7%	
その他	94,386 千円	61.1%	介護給付費
計	154,374 千円		

No.	地域名	施設名	再配置等の方向性
4	城端	ふれあいはうす	利用環境（目的変更）：温室機能を他の用途へ転換
8	福野	福野シルバーワークプラザ	機能強化（改造等）：用地の取得
9	福野	福野高齢者共同作業センター	機能強化（改造等）：用地の取得
12	福光	なんと共同作業所	統廃合（解体）：旅川会館へ機能移転

(16) 診療所・病院 [22 施設 16 施設群]

診療所については、山間部など地域の医療サービスを確保する施設であることから対象外とし、病院についても病院改革プラン策定委員会や砺波広域圏医療協議会等で協議が進められていることから対象外とする。

ただし、現在、休止している井口診療所については、福祉施設等へ目的変更し、各病院が保有している医師住宅については、今後も使用する予定がないことから解体する。

項目	金額	構成割合	摘要
使用料	10,433 千円	2.2%	施設占用料（売店等）
一般財源	17,128 千円	3.6%	
その他	445,160 千円	94.2%	医業収益等
計	472,721 千円		

No.	地域名	施設名	再配置等の方向性
1	井口	井口診療所	利用環境（目的変更）：福祉施設等へ転換
2	井波	市民病院医師住宅	統廃合（解体）
3	福野	家庭・地域医療センター医師住宅	統廃合（解体）
4	城端	中央病院医師住宅 1	統廃合（解体）
5	城端	中央病院医師住宅 2	統廃合（解体）
6	城端	中央病院医師住宅 3	統廃合（解体）
7	城端	中央病院医師住宅 4	統廃合（解体）

(17) 保健センター [9 施設 8 施設群]

現在、福光保健センターと平保健センターに保健師等を配置して拠点化を図っており、他の地域（五箇山地域は各行政センター内に設置）の施設は健診時にのみ使用している。各施設には健診に必要な機器、設備が備えられており、代替施設を確保することが難しいことから現状維持とする。拠点施設として位置づけられている保健センターについては、機能強化を検討することとし、使用頻度が著しく低い保健センターについては、目的変更等を検討

する。

項目	金額	構成割合	摘要
使用料	0 千円	0.0%	
一般財源	11,299 千円	100.0%	
その他	0 千円	0.0%	
計	11,299 千円		

No.	地域名	施設名	再配置等の方向性
8	福光	福光保健センター	機能強化（拠点化）：機能の拡充

(18) 墓地・斎場 [9 施設 7 施設群]

新福光斎場が供用開始したことに加えて、効率性のみで検討すべき施設では無いことから対象外とする。

項目	金額	構成割合	摘要
使用料	20,438 千円	60.1%	施設使用料
一般財源	13,528 千円	39.7%	
その他	60 千円	0.2%	車庫貸付料
計	34,026 千円		

(19) 植物園 [11 施設 2 施設群]

市が独自に園芸植物の研究を継続することは困難であることと、専門性の高い民間手法を取り入れることにより施設が有効に活用されることから、指定管理者制度の導入を検討する。

項目	金額	構成割合	摘要
使用料	760 千円	1.5%	施設使用料
一般財源	48,687 千円	98.3%	
その他	78 千円	0.2%	苗木代等
計	49,525 千円		

No.	地域名	施設名	再配置等の方向性
1	井口	井口カイニヨと椿の森公園	民間手法：指定管理者制度の導入 利用環境（目的変更）：公民館機能の配慮、
2	福野	園芸植物園	民間手法：指定管理者制度の導入

(20) 農業振興施設 [21 施設 10 施設群]

農業振興のために市が整備して保有している施設のうち、将来ともに市が保有することが適当でないと判断される施設については、専属的に利用する団体等への譲渡を検討する。また、休止している施設については廃止を検討する。

項目	金額	構成割合	摘要
使用料	0 千円	0.0%	

一般財源	6,958 千円	100.0%	
その他	0 千円	0.0%	
計	6,958 千円		

No.	地域名	施設名	再配置等の方向性
1	城端	原山牧場	統廃合（返納）
2	平	たいら花卉集荷場	統廃合（解体）
3	平	平ふれあい温室	統廃合（譲渡）：農業団体へ譲渡
4	上平	上平堆肥舎	統廃合（譲渡）：農業団体へ譲渡
5	上平	上平林業振興センター	統廃合（譲渡）：農業団体へ譲渡
6	利賀	利賀特産品等直売施設 (とがとが)	統廃合（売却）
7	利賀	利賀農業拠点施設	統廃合（譲渡）：農業振興施設は農業団体へ譲渡 統廃合（解体）：多目的活動施設は解体
8	利賀	利賀高齢農業者生きがい農園等管理施設（河童の郷）	統廃合（売却）
10	福野	福野農産物加工研修展示施設	統廃合（譲渡）：土地賃借契約を含めて農業団体へ譲渡

(21) 林業振興施設 [8 施設 7 施設群]

林業振興のために市が整備して保有している施設のうち、将来ともに市が保有することが適当でないと判断される施設については、専属的に利用する団体等への譲渡を検討する。また、休止している施設については廃止を検討する。

項目	金額	構成割合	摘要
使用料	0 千円	0.0%	
一般財源	2,823 千円	100.0%	
その他	0 千円	0.0%	
計	2,823 千円		

No.	地域名	施設名	再配置等の方向性
1	上平	上平森林総合案内所	統廃合（譲渡）：集落へ譲渡
2	上平	上平木工品生産加工場	統廃合（譲渡）：林業団体へ譲渡
3	上平	林業構造改善事業車庫	統廃合（譲渡）：林業団体へ譲渡
4	利賀	利賀林業者宿泊研修施設	統廃合（譲渡）：林業団体へ譲渡
6	利賀	利賀ふるさとの森林	統廃合（解体）：公園部分を普通財産化
7	福光	福光林業総合センター	統廃合（譲渡）：林業団体へ譲渡

(22) 温泉施設 [28 施設 6 施設群]

安全で安定した施設管理と質の高いサービスの提供には、専門の民間事業者による施設運営が望ましい。また、民間事業者等が数多く参入している分野であることから、民間事業者や専門知識を備えた地域団体への移管を検討

する。

項目	金額	構成割合	摘要
使用料	21,752 千円	27.7%	施設使用料
一般財源	53,923 千円	68.8%	
その他	2,762 千円	3.5%	テナント入居料
計	78,437 千円		

No.	地域名	施設名	再配置等の方向性
1	城端	桜ヶ池クアガーデン	平成 22 年度に関係者、利用者、有識者等による検討小委員会を設置し、再編に向けた協議を行う。必要に応じてパブリックコメント等を実施し、広く市民の意見を聴取する。
2	平	ゆ~楽	
3	上平	くろば温泉	
4	利賀	天竺温泉の郷	
5	井口	ゆ~ゆうランド	
6	福光	ぬく森の郷	

(23) 公園・休憩施設等 [112 施設 70 施設群]

都市計画法に基づき決定された施設については現状維持とする。農村公園については、各地域の利用者が主体的に管理運営することで、設置効果が高まることが期待できることから地元管理への移行を検討する。それ以外の施設で、現在利用が著しく低い施設で将来ともに必要性が低いと判断した施設については廃止を検討する。

項目	金額	構成割合	摘要
使用料	162 千円	0.3%	施設使用料
一般財源	57,357 千円	99.6%	
その他	27 千円	0.1%	自販機電気料等
計	57,546 千円		

No.	地域名	施設名	再配置等の方向性
1	城端	フルーツパーク	統廃合（解体）：トイレを解体
6	城端	北野児童公園	統廃合（譲渡）：北野軽スポーツセンターと併せて集落へ譲渡
7	城端	金戸児童公園	統廃合（譲渡）：集落に譲渡
11	城端	理休水車公園	統廃合（譲渡）：集落に譲渡
18	上平	グリーンパーク池の平	統廃合（返納）
19	上平	民謡の里	現状維持：指定管理団体の見直し
20	上平	西赤尾河川広場	統廃合（解体）：学校統合に併せて解体
25	利賀	ふれあいの森	統廃合（譲渡）：林業団体へ譲渡
27	井波	井波南部農村公園	民間手法：地元管理に移行
28	井波	井波北部農村公園	民間手法：地元管理に移行
34	井波	八乙女ハンググライダー離着陸休憩所	現状維持：以後、施設・設備更新は行わない
36	井口	赤祖父レイクサイドパーク	利用環境（目的変更）：テニスコートは駐車場へ転換
37	井口	いのくち椿公園	統廃合（返納）：駐車場を返納

38	福野	福野高瀬農村公園	民間手法：地元管理に移行
39	福野	福野野尻農村公園	民間手法：地元管理に移行
41	福野	福野布袋農村公園	民間手法：地元管理に移行
42	福野	安居農村公園	民間手法：地元管理に移行
43	福野	福野年代農村公園	民間手法：地元管理に移行
44	福野	福野南部農村公園	民間手法：地元管理に移行
45	福野	旅川公園	利用環境（目的変更）：園芸植物園へ移管
48	福野	猿ヶ辻緑地	機能強化（改造等）：トイレのユニバーサルデザイン化
52	福野	安居緑地公園	現状維持：例規の重複規定を見直し
53	福光	福光石黒農村公園	民間手法：地元管理に移行
54	福光	福光広瀬館農村公園	民間手法：地元管理に移行
55	福光	福光西太美農村公園	民間手法：地元管理に移行
56	福光	福光太美山農村公園	民間手法：地元管理に移行
57	福光	福光大池農村公園	民間手法：地元管理に移行
58	福光	福光山田農村公園	民間手法：地元管理に移行
59	福光	福光北山田農村公園	民間手法：地元管理に移行
60	福光	福光南蟹谷農村公園	民間手法：地元管理に移行
61	福光	国見公園	現状維持：以後、バーベキュー棟・コテージの更新は行わない
68	福光	刀利ダム	現状維持：トイレを1箇所に統合
69	福光	臼中ダム	現状維持：トイレを1箇所に統合

(24) スキー場 [62 施設 7 施設群]

一つの自治体で5箇所スキー場を設置しているが、余暇の過ごし方の多様化や少子化、人口減少等の影響から、年々利用者が減少傾向にある。また、経営には温暖化による気候の影響を大きく受けることから安定した経営に対するリスクが高くなっている。経年劣化による大規模修繕や定期的に高額な維持管理経費が発生することから拠点化・重点化に向けた検討を行う。

項目	金額	構成割合	摘要
使用料	0 千円	0.0%	
一般財源	154,391 千円	100.0%	
その他	0 千円	0.0%	
計	154,391 千円		

No.	地域名	施設名	再配置等の方向性
1	平	たいらスキー場	
2	平	クロスカントリー場	
3	上平	タカンボースキー場	
4	利賀	スノーバレー利賀スキー場	
5	井波	閑乗寺公園	
6	福光	医王山山麓レクリエーション施設	平成22年度に関係者、利用者、有識者等による検討小委員会を設置し、再編に向けた協議を行う。必要に応じてパブリックコメント等を実施し、広く市民の意見を聴取する。
7	福光	イオックス・アローザ施設	

(25) 宿泊施設 [66 施設 10 施設群]

安全で安定した施設管理と質の高いサービスの提供には、専門の民間事業者による施設運営が望ましい。また、民間事業者等が数多く参入している分野であることから、民間事業者や専門知識を備えた地域団体への移管を検討する。

項目	金額	構成割合	摘要
使用料	45,568 千円	57.6%	施設使用料
一般財源	21,850 千円	27.6%	
その他	11,697 千円	14.8%	国民宿舎営業収入、桂湖管理基金繰入金
計	79,115 千円		

No.	地域名	施設名	再配置等の方向性
1	城端	自遊の森	平成 22 年度に関係者、利用者、有識者等による検討小委員会を設置し、再編に向けた協議を行う。必要に応じてパブリックコメント等を実施し、広く市民の意見を聴取する。
2	城端	つくばね森林公園	
3	平	五箇山荘	
4	平	たいらビジターハウス「おたに荘」	
5	上平	合掌の里	
6	上平	桂湖レクリエーション施設	
7	利賀	スターフォレスト利賀	
8	利賀	利賀国際キャンプ場	
9	福光	イオックス・ヴァルト	
10	福光	医王山コテージ	

(26) 商業振興施設 [13 施設 6 施設群]

地場産業の振興を図る必要があることから現状維持とするが、テナント入居者等が独占的に利用している施設については譲渡を検討する。

項目	金額	構成割合	摘要
使用料	0 千円	0.0%	
一般財源	52,568 千円	100.0%	
その他	0 千円	0.0%	
計	52,568 千円		

No.	地域名	施設名	再配置等の方向性
1	城端	じょうはな織館	統廃合（譲渡）：土地所有者へ譲渡
2	城端	起業家支援センター	機能強化（改造等）：施設の拡充
6	福光	福光会館 (街中にぎわい式号館)	統廃合（売却）：式号館を売却

(27) 駐車場・駐輪場 [17 施設 12 施設群]

都市計画決定されている施設については現状維持とする。

項目	金額	構成割合	摘要
使用料	0 千円	0.0%	

一般財源	5,768 千円	99.8%	
その他	13 千円	0.2%	
計	5,781 千円		

No.	地域名	施設名	再配置等の方向性
6	福野	ア・ミュー広場	統廃合（売却）

(28) 観光施設 [42 施設 17 施設群]

観光客の利用が高い施設については現状維持を基本とするが、民間手法の導入によりサービスの向上が期待できる施設については、指定管理者制度の導入を検討する。また、公衆トイレ等については、適正な配置に見直したうえで不要な施設は廃止する一方、観光戦略にあわせたイメージアップのためのリニューアルを検討する。

項目	金額	構成割合	摘要
使用料	3,777 千円	4.7%	施設使用料
一般財源	38,070 千円	47.8%	
その他	37,861 千円	47.5%	さら館営業収入
計	79,708 千円		

No.	地域名	施設名	再配置等の方向性
3	平	和紙の里	民間手法：指定管理者制度の導入
4	平	たいらマウンテンスクール	民間手法：地元管理に移行
5	平	上梨公衆便所（こきりこ噴の館横）	統廃合（返納）：トイレ配置の見直し
6	平	下梨公衆便所	統廃合（返納）
7	平	上梨公衆便所（庄九郎食堂横）	統廃合（返納）：トイレ配置の見直し
8	平	上梨公衆便所（民宿又エ門横）	統廃合（返納）：トイレ配置の見直し
12	上平	上平電源館	統廃合（売却）
14	利賀	瞑想の郷	現状維持：ネパール交流の重点化必要
18	福光	道の駅福光	機能強化（改造等）：農産物直売施設機能の追加

(29) 除雪関連施設 [22 施設 22 施設群]

除雪・消雪関連施設の見直しについては、道路除排雪計画との整合を図り、冬季の市民生活に与える影響を考慮する必要があることから対象外とする。

項目	金額	構成割合	摘要
使用料	0 千円	0.0%	
一般財源	2,255 千円	100.0%	
その他	0 千円	0.0%	
計	2,255 千円		

(30) 排水処理施設 [46 施設 46 施設群]

施設整備時に排水人口によるエリア設定により施設の機能が決められており、効率性のみで検討すべき施設では無いことから対象外とする。

項目	金額	構成割合	摘要
使用料	154,211 千円	100.0%	下水道使用料
一般財源	0 千円	0.0%	
その他	0 千円	0.0%	
計	154,211 千円		

(31) 公営住宅 [107 施設 28 施設群]

公的賃貸住宅現況調査において、評価されていることから対象外とする。ただし、同調査内のストック活用計画で、用途廃止の方針が出されている住宅については、入居希望が無い場合、廃止を検討する。

項目	金額	構成割合	摘要
使用料	16,704 千円	100.0%	住宅使用料
一般財源	0 千円	0.0%	
その他	0 千円	0.0%	
計	16,704 千円		

No.	地域名	施設名	再配置等の方向性
1	井波	庚申塚住宅	統廃合（解体）：入居希望が無い場合、解体
2	福光	巴住宅	統廃合（解体）：入居希望が無い場合、解体

(32) 交流施設 [5 施設 5 施設群]

交流事業を継続していくため現状維持とする。しかし、市外施設及びC I R 住宅については廃止とする。^{*}

項目	金額	構成割合	摘要
使用料	0 千円	0.0%	
一般財源	266 千円	100.0%	
その他	0 千円	0.0%	
計	266 千円		

No.	地域名	施設名	再配置等の方向性
1	京都	京都利賀享友会館	統廃合（譲渡）：関係団体への譲渡
5	福光	桑木住宅	統廃合（解体）：C I R が転居後、解体

※C I R : 外国語青年招致事業で招聘される国際交流員をいう。このほかに外国語指導助手（A L T）も同事業で招聘されている。

(33) 消防屯所 [70 施設 70 施設群]

消防団組織と併せて議論すべき施設であることから対象外とする。

項目	金額	構成割合	摘要

使用料	0 千円	0.0%	
一般財源	3,132 千円	100.0%	
その他	0 千円	0.0%	
計	3,132 千円		

(34) 貯留槽 [5 施設 4 施設群]

下水道事業の進捗と併せて検討すべきことから対象外とする。

項目	金額	構成割合	摘要
使用料	0 千円	0.0%	
一般財源	134 千円	100.0%	
その他	0 千円	0.0%	
計	134 千円		

(35) 水道施設 [77 施設 77 施設群]

効率性のみで検討すべき施設では無いことから対象外とする。

項目	金額	構成割合	摘要
使用料	350,260 千円	99.7%	水道使用料
一般財源	703 千円	0.2%	
その他	268 千円	0.1%	水質検査料等
計	351,231 千円		

(36) その他 [4 施設 4 施設群]

行政目的を達した施設等については廃止を検討する。

項目	金額	構成割合	摘要
使用料	0 千円	0.0%	
一般財源	2,965 千円	100.0%	
その他	0 千円	0.0%	
計	2,965 千円		

No.	地域名	施設名	再配置等の方向性
5	井波	井波彫刻伝統産業会館	統廃合（譲渡）：関係団体へ譲渡